

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十二号）

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を次のように指定し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官 三國谷勝範

一名 称 株式会社格付投資情報センター

主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋一丁目四番一号

指定の有効期間 平成二十二年十二月三十一日まで

二名 称 株式会社日本格付研究所

主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座五丁目十五番八号

指定の有効期間 平成二十二年十二月三十一日まで

三名

称 ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク

主たる事務所の所在地 アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市グリニッチ・ストリート

二百五十番地

指定の有効期間 平成二十二年十二月三十一日まで

四名

称 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

主たる事務所の所在地 アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市ウォーター・ストリート

五十五番地

指定の有効期間 平成二十二年十二月三十一日まで

五名

称 ファイツチレーティングスリミテッド

主たる事務所の所在地 英国ロンドン市フィンズベリー・ペイブメント百一番地

指定の有効期間 平成二十二年十二月三十一日まで